告示

○環境省告示第八十号

水質汚濁防止法施行規則（昭和四十六年総理府令第二号）第一条の五第三項の規定に基づき、化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月五日

環境大臣　山本　公一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

○　化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲（平成十八年十月環境省告示第百三十四号）　（抄）

改正後

一～三　（略）

別表第一

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位一リットルにつきミリグラム）						備考
		(1)		(2)		(3)		
		(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	
（略）								
一六	野菜漬物製造業	四〇	七〇	四〇	六〇	三〇	四〇	
（略）								
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	五〇	八五	五〇	六〇	三〇	四〇	
（略）								
八九	機械すき和紙製造業	六〇	七五	六〇	七五	六〇	七〇	パルプ製造工程を有するものにあつては、第三欄の(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ一一〇、九〇とする。
（略）								
九二	段ボール製造業	二〇	六〇	二〇	五〇	一五	三〇	
（略）								

改正前

一～三　（略）

別表第一

整理番号	業種その他の区分	化学的酸素要求量（単位一リットルにつきミリグラム）						備考
		(1)		(2)		(3)		
		(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	(イ)	(ロ)	
（略）								
一六	野菜漬物製造業	四〇	八〇	四〇	六〇	三〇	四〇	
（略）								
二三	ぶどう糖・水あめ・異性化糖製造業	五〇	九〇	五〇	六〇	三〇	四〇	
（略）								
八九	機械すき和紙製造業	六〇	八〇	六〇	八〇	六〇	八〇	パルプ製造工程を有するものにあつては、第三欄の(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ一一〇、九〇とする。
（略）								
九二	段ボール製造業	二〇	六〇	二〇	六〇	一五	三〇	
（略）								